

指導監査の指摘区分について

保育所等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等）の指導監査において、適正でない点が認められた場合は、次のとおり標準的な区分を設定して改善を指導しています。

指摘区分	説明
<p>文書 指摘事項</p>	<p>関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則、必要な改善措置をとるべき旨を文書で通知します（文書指摘）。</p> <p><u>また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。</u></p> <p>※違反が認められる場合とは、主として認可基準等の義務規定を遵守している事実がない場合です。また、遵守が徹底されていない又は一部に遵守が確認できない場合において、特に、児童の安全や保育の質を損なう恐れのある不備が認められる場合には文書指摘の対象とします。</p>
<p>口頭 指摘事項</p>	<p>改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導します（口頭指摘）。</p> <p>なお、口頭指摘を行う場合においても、指導内容に関する共通認識を図るため、原則、口頭指摘の内容を文書で通知します。</p> <p>※改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合とは具体的には以下の観点から判断します。</p> <p>（軽微な違反の観点）単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は、指摘時点での修正対応が可能な場合。</p> <p>（経過措置の観点）施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。又は関係法令や通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。</p>
<p>助言 指導事項</p>	<p>法令等の努力義務規定違反、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘及び水準向上のための助言は「助言指導事項」とします。</p>

(補足) 指導監査の指摘区分の基本的考え方について

- 設置者（法人）の責務（保育所等運営の前提）

保育所等の設置者が、保育所等の認可（認定）や確認を受け、児童を受け入れ、施設を運営している以上、最低基準としての性格を有する認可基準や確認に係る基準等を遵守することは、設置者の最低限の責務であるといえる。
- 文書指摘について

したがって、少なくとも、基準上、法的拘束力を持つ義務規定を遵守している事実が無い場合は、最低基準を遵守できていないことから、原則、必要な改善措置をとるべき旨を通知し、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めるものとする（文書指摘）。

<義務規定の例>

基準の表現（例）	要旨
～しなければならない ～を置かなければならない	明確な義務付け
～でなければならない ～としなければならない	状態や要件の義務付け
～してはならない	明確な禁止規定

- 口頭指摘について

改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭により自主的な是正又は改善を指導するものとする（口頭指摘）。

（児童の安全面は最重要事項）

ただし、児童の安全や保育の質を損なう恐れのある不備が認められる場合については、設置者に改善報告を求める文書指摘の対象とする。

- 助言指導について

法令等の努力義務規定違反、上記の口頭指摘事項に至らない軽微な不備が認められる事項については、施設の水準向上を図るために必要な助言を行うこととする。（助言指導）。